

令和元年 5 月

事業主の皆様へ

福井労働局労働基準部賃金室

令和元年度最低賃金に関する基礎調査への協力をお願い

平素より賃金行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さてこのたび、調査対象となった事業所様宛てに、令和元年 5 月 23 日付け厚生労働省労働基準局長名で「最低賃金に関する基礎調査」の調査票一式を送付させていただきました。

調査票が届きました事業主の皆様におかれましては、業務ご多忙の中、誠に恐縮ではありますが、本調査へのご協力をお願いします。

提出期日は下記のとおりとなっておりますので、調査票に同封しました返信用封筒にてご回答いただきますよう重ねてお願いします。

提出期日 令和元年 6 月 14 日(金)

「最低賃金に関する基礎調査」は、地方最低賃金審議会における最低賃金の改定等の審議に資するため、労働者の賃金の実態を把握することを目的とする調査です。

調査票の回答内容につきましては秘密を厳守し、調査目的以外に使用することは一切ありません。

【お問い合わせ先】

福井労働局 労働基準部 賃金室

電話 0776-22-2691 (直通)